

向き合い 暮らす 支える方を支える 介します～

職場や家庭での人間関係のストレスなど、様々な出来事をきっかけに「心の病」になる方が増えています。

心の病のある方たちが地域の中で安心して暮らすためには、生活を支援する拠点やネットワークが必要です。

今回は、心の病を抱える方の社会生活を支える支援体制や制度についてご紹介します。

☎️☎️しあわせ推進課障害者福祉係 ☎️44-3114

増加し続ける 精神疾患の患者数

平成17年に厚生労働省が行った患者調査をもとに推定した、「うつ病」「統合失調症」など何らかの精神疾患で医療機関を受診している方の数が、全国で302万人に上るとの数値が出ています（平成20年版厚生労働白書資料編より）。これは、国民の42人に1人が精神疾患で療養していることを指しています。

なかでも、「統合失調症」と呼ばれる精神疾患は、人によっては、数十年にも及ぶ長い治療経過をたどることもあります。

精神疾患や障害を持っていても、自分の住み慣れた地域で、安心して生活していくためには、薬の服用や病院で受ける治療以外にも、衣食住をはじめとした、基本的な生活を支援してもらったり、余暇を楽しく過ごしたりすることが重要です。

用語の解説

■うつ病：過度のストレスが原因で、脳内の神経伝達物質の働きが低下することにより起こる病気といわれている。

■統合失調症：物事の考えをつなげる働きに障害が起こる脳の病気といわれている。根本的な原因は未だに不明。
平成13年までは「精神分裂病」と呼ばれていた。

地域活動支援センター
「いろいろ」施設長
大田佳代さん（旭町）



自分の生活リズム 大切にして

精神保健分野の仕事に就いて8年目。地域活動支援センター「いろいろ」では、精神的な病気・障害を抱える方やその家族からの相談・訪問などを24時間行っています。

現在は、この病気に関心を持つ方やボランティアの方が増え、病気への理解が進んでいると感じます。

長い間、家に引きこもっていた方でも、施設へ通いはじめたり、新しい目標ができたりして、自分の生活のリズムを取り戻した方を見ると、支援してきて良かったなと思います。また、困ったことがあるとまずは、「『いろいろ』に相談してみよう」と私たちを頼るなど、本人や家族と私たちスタッフとの信頼関係が築けるようになることも大きな進歩です。

病気や障害を分かってくれる人、同じような経験をしている人は必ずいます。1人で悩まないでほしいし、家族の方も「自分たちでなんとかしよう」と思わないで、医療機関や相談機関に相談して、周りの人を頼ってもらいたいです。

整備が進む福祉サービス

精神疾患を抱える方のための支援として、精神保健に関する様々な福祉サービスの整備が進んでいます。主なものを紹介します。

1 経済的な支援を目的とした制度

● 自立支援医療（精神通院）

精神疾患のある方が精神科に通院する場合、医療費の自己負担分を減額します。

また、市民税課税金額により月額上限負担金額が決まります。

対象 精神科に通院していて、医師が認める者

自己負担額 保険診療分の1割（原則）

持ち物 健康保険証、所得課税等証明書、医師の診断書（県の指定する用紙）、認め印

● 精神障害者保健福祉手帳



この手帳を取得すると、障害者自立支援給付（居宅サービス・短期入所・施設通所など）、バスや公共施設利用料金の割引引き、税の減免などを受けることができます。

対象 精神的な障害のある方

持ち物 医師の診断書（県の指定する用紙）、写真1枚（写真の添付は任意）、認め印

心の病と地域で

～心の病を抱える方への支援制度を紹介～



就労継続支援B型「阿睡すずらん共同作業所」
(主たる障害種別：精神障害)での作業の様子

<主に精神障害や発達障害を抱える方を対象とした施設に通う利用者のコメント>

- なかなか時間どおりには通えませんが、家にいる時よりも明るく過ごせます。今は、新しい目標に向かって頑張っています。(30歳代、男性)
- 難しい作業もあるけれど、みんなで協力して作業をしています。早く社会復帰できるように頑張りたいです。(20歳代、女性)
- こうした施設に通い、仕事をする中で、人間関係を築いたり、精神状態をコントロールできるようになりたいです。(30歳代、男性)
- 根気をつける仕事をして、病気を克服しながら一步一步前に進んでいきたいです。(40歳代、男性)

●**精神障害者医療費(入院)助成制度**
精神障害者医療費助成は、精神疾患で入院した方の療養を促すために、医療費の一部を助成する制度です。

対象 精神科の病院への入院期間が引き続いて、1か月を超える方の家族(入院時の保護者)で、市内に住所のある方

助成額 保険診療による自己負担金のうち、入院が1か月を超えた日の属する月から、月に最高10,000円を支給

申請方法 市役所1階しあわせ推進課または、支所1階市民サービス課にある申請書に、入院している医療機関で自己負担金などを証明する書類を提出してください。

■主な自立支援給付の種類

種類	サービスの内容
居宅介護(ホームヘルプ)	自宅での食事、掃除、入浴、排せつの介護などを行います。
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、食事、入浴、排せつの介護などを行います。
ケアホーム・グループホーム	共同生活を行う住居などで、夜間や休日、食事、入浴、排せつの介護などを行います。
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する方に、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援	一般企業などで就労が困難な方に、働く場所を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

●**タクシー料金割引乗車券**
重度の障害をもつため、通院などでタクシーを利用される方に割引乗車券を交付します。

対象 精神障害者保健福祉手帳の等級が1級または、2級の方

※自動車税または、軽自動車税の減免を受けている場合は、助成を受けられることはできません。

交付枚数 年間1人48枚

有効期限 毎年度4月1日～3月31日

助成額 1枚670円まで(1回の乗車で4枚まで使用可能)

■相談窓口

相談窓口	内容	日
しあわせ推進課 障害者福祉係 (市役所1階) ☎44-3114	市の保健師などが本人やご家族の相談に応じます。	月～金曜日 (祝日は除く) 午前8時30分～ 午後5時15分
地域活動支援センター 「いろいろ」 (磐田市二之宮302-11) ☎39-6377	日常生活の不安・病気との付き合い方・福祉制度の利用方法などを専門の相談員が対応します。	毎日24時間
西部健康福祉センター (磐田市見付3577-4) ☎37-2252	精神科医師による無料相談を実施しているほか、保健師や相談員による相談を随時受け付けています。	月～金曜日 (祝日は除く) 午前8時30分～ 午後5時15分

●**2日日常生活を支援するサービス**
●**自立支援給付**
自立支援給付は、障害のある方が、自宅で必要な介護を受けたり、施設へ通ったりすることができサービスです。主なサービスは、左上表のとおりです。

対象 障害者手帳の交付を受けた方

申請方法 市役所1階しあわせ推進課または、支所1階市民サービス課へご連絡ください。

●**相談支援制度**
誰にも相談できず、困っていませんか。一人で悩まないで、まずは、相談してください。本人や家族などからの相談を受け付けています(電話での相談も受け付けます)。